

議案第123号

八潮市高齢者福祉施設やしお苑の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定することについて、議決を求める。

- 1 施設の名称 八潮市高齢者福祉施設やしお苑
- 2 指定管理者 所在地 埼玉県飯能市大字芦苅場805番地
名 称 社会福祉法人 名栗園
理事長 池田 徳幸
- 3 指定の期間 令和 8年4月 1日から
令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

八潮市高齢者福祉施設やしお苑の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第124号

八潮市老人福祉センター寿楽荘の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定することについて、議決を求める。

- 1 施設の名称 八潮市老人福祉センター寿楽荘
- 2 指定管理者 所在地 埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根414番地1
名 称 社会福祉法人 八潮市社会福祉協議会
会長 多田 重美
- 3 指定の期間 令和 8年4月 1日から
令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

八潮市老人福祉センター寿楽荘の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第125号

八潮市老人福祉センターすえひろ荘の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議決を求める。

- 1 施設の名称 八潮市老人福祉センターすえひろ荘
- 2 指定管理者 所在地 埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根414番地1
名 称 社会福祉法人 八潮市社会福祉協議会
会長 多田 重美
- 3 指定の期間 令和8年4月 1日から
令和11年3月31日まで

令和7年12月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

八潮市老人福祉センターすえひろ荘の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第126号

八潮市身体障害者福祉センターやすらぎの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議決を求める。

- 1 施設の名称 八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ
- 2 指定管理者 所在地 埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根414番地1
名 称 社会福祉法人 八潮市社会福祉協議会
会長 多田 重美
- 3 指定の期間 令和 8年4月 1日から
令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

八潮市身体障害者福祉センターやすらぎの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第127号

八潮市障がい者福祉施設わかくさの指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定することについて、議決を求める。

- 1 施設の名称 八潮市障がい者福祉施設わかくさ
- 2 指定管理者 所在地 埼玉県八潮市中央一丁目5番地21
名 称 特定非営利活動法人 たらちね
理事長 小山 拓志郎
- 3 指定の期間 令和8年4月 1日から
令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

八潮市障がい者福祉施設わかくさの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第128号

八潮市障がい者福祉施設虹の家の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定することについて、議決を求める。

- 1 施設の名称 八潮市障がい者福祉施設虹の家
- 2 指定管理者 所在地 埼玉県八潮市中央一丁目5番地21
名 称 特定非営利活動法人 たらちね
理事長 小山 拓志郎
- 3 指定の期間 令和 8年4月 1日から
令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

八潮市障がい者福祉施設虹の家の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第129号

八潮市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定することについて、議決を求める。

- 1 施設の名称 八潮市立コミュニティセンター
- 2 指定管理者 所在地 埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根414番地1
名 称 社会福祉法人 八潮市社会福祉協議会
会長 多田 重美
- 3 指定の期間 令和 8年4月 1日から
令和11年3月31日まで

令和7年12月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

八潮市立コミュニティセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。